

(7)

子育ての各種手当などをご利用ください



区内在住で申請をしていない方は、申請してください。各手当には、それぞれ所得制限があります(子ども医療費助成を除く)。所得制限や申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 子育て支援課(区役所 4階401番) ☎03-5654-8294

名称	対象	支給要件	内容	支給対象月など
児童手当	15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方(生計中心者) 公務員の場合は勤務先で申請してください(国立大学・独立行政法人などを除く)。 児童福祉施設などに入所している児童は、施設長に児童手当が支払われます。		▷3歳未満 15,000円(月額) ▷3歳~小学生 第1・2子 10,000円(月額) 第3子以降(※) 15,000円(月額) ▷中学生 10,000円(月額) ▷所得制限以上の方 5,000円(月額) ※高校生以下の児童(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方)から第1子として数えます。	申請月の翌月分から 出生・転入日(前住所地の転出予定日)などの翌日から15日以内に申請することで、出生・転入日などの翌月分から支給します。 【支払月】 2月、6月、10月
児童育成手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子世帯またはそれに準じる世帯の方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が身体に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度)を有し、常時介護を必要とする状態にある児童 ▷父または母が精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある児童 ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	児童1人 13,500円(月額)	申請月の翌月分から 次のいずれかに該当する場合には支給開始の特例があります。 ▷都内の他区市町村で児童育成手当を受給中の方が転入し、前住所地で支給された最後の月の翌月15日までに申請した場合 ▷災害や、やむを得ない事由(離婚などは除く)があり、その事由がやんだ翌日から15日以内に申請した場合 【支払月】 2月、6月、10月
	障害手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷愛の手帳1~3度程度の児童 ▷身体障害者手帳1・2級程度の児童 ▷脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童	
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害(※)のある方は20歳未満)を養育している父・母または養育者(児童福祉施設などに入所している児童を除く) ※心身に中度以上の障害を有する場合 (例)「身体障害者手帳」で1~3級程度	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が身体に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度)を有し、常時介護を必要とする状態にある児童、または精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある児童 ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	▷児童1人(全部支給) 43,160円(月額) (一部支給) 43,150円~10,180円(月額) ▷児童が2人以上の場合、次のとおり加算されます。 2人目(全部支給) 10,190円(月額) (一部支給) 10,180円~5,100円(月額) 3人目以降1人につき(全部支給) 6,110円(月額) (一部支給) 6,100円~3,060円(月額) 一部支給の場合は、所得に応じて10円単位で手当額が決定します。	申請月の翌月分から 災害や、やむを得ない事由(離婚などの理由は除く)があり、その事由がやんだ翌日から15日以内に申請した場合には支給開始の特例があります。 【支払月】 1月、3月、5月、7月、9月、11月
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷愛の手帳1~3度程度の児童 ▷身体障害者手帳1~3級程度(下肢機能障害は4級の一部を含む)の児童 ▷上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童	児童1人 (特児等級1級) 52,500円(月額) (特児等級2級) 34,970円(月額)	申請月の翌月分から 【支払月】 4月、8月、11月
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入し、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童(心身に中度以上の障害のある方は20歳未満)を養育している父子・母子世帯またはそれに準じる世帯の方とその児童	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が身体に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度)を有し、常時介護を必要とする状態にある児童、または精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある児童 ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	健康保険適用による自己負担分を助成(住民税課税世帯は定率1割は自己負担)	医療証の始期は交付申請をした日 災害や、やむを得ない事由(離婚などの理由は除く)がある場合には特例があります。
子ども医療費助成	健康保険に加入し、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童		健康保険適用による自己負担分を助成	医療証の始期は誕生日・転入日 対象者となった日から3カ月以内に申請をしなかった場合には申請日からとなります。

手当の支払日は原則10日(特別児童扶養手当は11日)です。この日が金融機関の営業日でない場合、直前の営業日となります。

直接
会場へ

昔遊びを体験しよう

【担当課】 環境課

羽根突き・ベーゴマ・竹とんぼ・紙芝居など、昔ながらの遊びを体験できます。

【日時】 3月6日(土)・7日(日)午前11時~午後2時
※雨天決行

【会場・問い合わせ】
水元かわせみの里(水元公園 8 - 3)
☎03-3627-5201




博物館天文ジュニア教室

春休み 星の学校


影と太陽について学びます。

【日時】
▶ Aコース / 3月27日(土)
▶ Bコース / 3月28日(日)
いずれも午前10~11時。
各コースとも同じ内容です。

【対象】
小学3~6年生各コース8人(保護者同伴)

【申込方法】
往復ハガキに「星の学校」・希望コース・住所・参加者と保護者の氏名(フリガナ)・学年・電話番号を書いて、3月11日(木)(必着)まで(多数抽選)。電子申請可。

【会場・申し込み・担当課】
〒125-0063 白鳥3-25-1 郷土と天文の博物館
☎03-3838-1101



ゆりかご面接を受けた妊婦の方に、妊娠子育て応援券を交付しています。妊娠子育て応援券(1万円分)にさらに1万円分を加えて交付するのは3月31日(水)までです。【担当課】 青戸保健センター ☎03-3602-1284